



島根県報

令和3年4月1日(木)

号外第47号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第241号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県道	安来木次線	安来市切川町字山ノ越381番1地先から同町字法示303番1地先まで	前	メートル 12.50～41.00	メートル 64.00		道路改良工事 減幅 市道移管	
			後	12.50～27.70	64.00			
〃	〃	安来市安来町字城谷625番6地先から同市切川町字山ノ越381番1地先まで	前	A	6.80～25.00	1,515.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ解消 市道移管
		B		20.00～58.80	1,913.00			
		C	19.50～26.00	64.00				
		後	B	20.00～58.80	1,913.00			
〃	多伎江南出雲線	出雲市塩冶神西四丁目28番4地先から同市今市町字塚根1168番3地先まで	前	A	6.00～84.00	2,332.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路事業 ダブルウェイ解消 市道移管
		B		25.00～54.00	1,523.00			
		後	B	25.00～54.00	1,523.00			
		出雲市塩冶神西四丁目28番4地先から同市今市町字塚根1169番8地先まで						